

地球温暖化対策基本法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、国際的協調の下にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、環境基本法の基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、その達成のため、国内における温室効果ガスの排出量取引に関する制度（以下「国内排出量取引制度」という。）及び二酸化炭素の排出の量等に応じ税を賦課する制度（以下「地球温暖化対策税」という。）の創設等について定めることにより、豊かな国民生活の実現を確保しつつ温室効果ガスの排出の量の削減を達成できる社会の構築を図り、もって地球環境の保全に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいうこと。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいうこと。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいうこと。

- ① 二酸化炭素
- ② メタン
- ③ 一酸化二窒素
- ④ ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- ⑤ パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- ⑥ 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいうこと。

5 この法律において「新エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギーをいうこと。

① 太陽光

② 風力

③ 地熱

④ 水力（政令で定めるものに限る。）

⑤ バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）を熱源とする熱

⑥ 太陽熱

⑦ その他政令で定めるエネルギー

6 この法律において「フロン類等」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに③④から⑥までに掲げる物質をいうこと。

(第二条関係)

三 基本原則

1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が生活様式の改善等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活の実現を確保しつつ温室効果ガスの排出の量の削減を達成できる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。

2 地球温暖化対策は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。

3 地球温暖化対策は、新エネルギー等の利用の促進及びエネルギーの使用の合理化を図ることがエネルギーの分野における安全保障に資するものであることを踏まえ、エネルギーに関する施策との連携を図りつつ、行われなければならないこと。

4 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発及びその成果の普及が重要であることにかんがみ、事業者による地球温暖化の防止に資する技術の開発及びその成果の普及が図られるよう行われなければならないこと。

(第三条関係)

四 国の責務

1 国は、三の地球温暖化対策についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減に配慮した物品及び役務の調達並びに契約の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(第四条関係)

五 地方公共団体の責務

1 地方公共団体は、基本原則にのっとり、地球温暖化対策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減に配慮した物品及び役務の調達並びに契約の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、1の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

こと。

(第五条関係)

六 事業者の責務

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならないこと。（第六条関係）

七 国民の努力

国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力するよう努めるものとする事。（第七条関係）

八 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬこと。（第八条関係）

第二 中長期的な目標

一 温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標

1 国は、我が国における一年間の温室効果ガスの排出の量について、平成三十二年までに、平成二年における温室効果ガスの排出の量（以下「平成二年排出量」という。）から平成二年排出量に二十五パーセントの割合を乗じて計算した量を超える量を削減するものとする事。

2 国は、我が国における一年間の温室効果ガスの排出の量について、平成六十二年までのできるだけ早い時期に、平成二年排出量から平成二年排出量に六十パーセントの割合を乗じて計算した量を超える量を削減することを目標とするものとする事。

（第九条関係）

二 新エネルギー等の供給量に関する中期的な目標

国は、一の中長期的な目標の達成に資するため、我が国における一次エネルギーの供給量に占める新エネルギー等の供給量の割合について、平成三十二年までに十パーセントに達するようにすることを目標とするものとする事。

（第十条関係）

第三 基本計画等

一 基本計画

1 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこと。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 地球温暖化対策についての基本的な方針
- ② 国内排出量取引制度に関する事項
- ③ 地球温暖化対策税に関する事項
- ④ 新エネルギー等の利用の促進に関する事項
- ⑤ 温室効果ガスの排出の抑制に資する革新的な技術の開発の促進に関する事項
- ⑥ エネルギーの使用の合理化に関する事項
- ⑦ 第四の六の排出量情報等の公表等に関する事項
- ⑧ フロン類等の使用の抑制等に関する事項

⑨ 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関する事項

⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な

事項

3 内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

4 内閣総理大臣は、3による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこと。

5 3及び4は、基本計画の変更について準用すること。

(第十一条関係)

二 都道府県計画

1 都道府県は、基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

(第十二条関係)

三 市町村計画

1 市町村は、基本計画（都道府県計画が定められているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本として、当該市町村の区域内における地球温暖化対策に関する基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

(第十三条関係)

第四 基本的施策

一 国内排出量取引制度の創設

1 国は、別に法律で定めるところにより、国内排出量取引制度を創設し、平成二十二年度からこれを実施するものとする。

2 1の法律には、温室効果ガスの排出枠の割当対象者及び割当方法、当該割当対象者の温室効果ガス

の排出の状況等に係る公表制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(第十四条関係)

二 地球温暖化対策税の創設

国は、適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより温室効果ガスの排出の量の削減等に資するため、地球温暖化対策税を創設するものとする。

(第十五条関係)

三 新エネルギー等の利用の促進

国は、温室効果ガスの排出の量を長期的かつ継続的に削減する上で化石燃料に対する依存度を軽減することが極めて重要であることにかんがみ、新エネルギー等の利用を促進するため、財政上又は税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十六条関係)

四 革新的な技術開発の促進

国は、太陽光、風力等の新エネルギー等に関連する技術、燃料電池に関連する技術、安全を基本とした原子力発電に関連する技術その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する革新的な技術の開発を促進し、

環境保護、経済発展及びエネルギーの分野における安全保障に資する社会基盤を確立するため、財政上又は税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第十七条関係)

五 エネルギーの使用の合理化

国は、エネルギーの使用の合理化により温室効果ガスの排出の抑制に資するため、エネルギーの使用の合理化に関する技術に関する研究開発の推進、エネルギーの使用の効率性の高い機器等の普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第十八条関係)

六 排出量情報等の公表等

国は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、自らの排出量情報等(事務又は事業に伴う温室効果ガスの排出の量に関する情報その他の事務又は事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報をいう。以下同じ。)を公表するとともに、事業者による自らの排出量情報等の提供の促進、事業者又は国民による排出量情報等の利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第十九条関係)

七 フロン類等の使用の抑制等

国は、フロン類等が排出されないようにすることを目指して、フロン類等の使用の抑制並びに適正かつ確実な回収及び破壊の促進、フロン類等に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの及びその物質を使用した製品の開発及び普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第二十条関係)

八 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化

国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全、緑地の保全及び緑化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第二十一条関係)

九 国際的協調のための施策

国は、地球温暖化対策を国際的協調の下で推進することの重要性にかんがみ、温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際的な連携の確保、開発途上地域に対する技術協力その他の地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な施策を講ずるとともに、地方公共団体又は事業者、国民若しくはこれらの者の組織する民間の団体による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事。

(第二十二条関係)

十 教育及び学習の振興等

国は、地球温暖化対策の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずるものとする事。

(第二十三条関係)

十一 調査及び監視等

国は、地球温暖化対策を適正に策定し、及び実施するため、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況の把握並びに地球温暖化及びその影響の予測に関する調査その他の地球温暖化対策の策定及び実施に必要な調査の実施並びにこれらの調査に必要な監視及び観測を行うものとする事。

(第二十四条関係)

十二 政策形成への民意の反映等

国は、地球温暖化の防止に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、地球温暖化に関し専門的知識を有する者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする事。

(第二十五条関係)

十三 地球温暖化防止委員会の設置

地球温暖化対策が科学的知見に基づき適正かつ効果的に行われるようにするため、別に法律で定めるところにより、政府に、排出量情報等の検証及び評価、第二の中長期的な目標を達成するための取組についての関係行政機関に対する勧告等を行うための機関として、地球温暖化防止委員会を設置するものとする。

(第二十六条関係)

十四 地方公共団体の施策

地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

(第二十七条関係)

第五 地球温暖化対策本部

一 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策本部（以下「本部」という。）を置くこと。

(第二十八条関係)

二 所掌事務等

1 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

① 基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

② 地球温暖化対策の推進に関する法律第八条第一項に規定する実施計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

③ ①及び②に掲げるもののほか、地球温暖化対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、1①の基本計画の案又は1②の実施計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(第二十九条関係)

三 本部の組織等について、所要の規定を置くこと。

(第三十条から第三十七条まで関係)

第六 その他

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 地球温暖化対策の推進に関する法律について、「京都議定書目標達成計画」を「実施計画」に改める等の改正を行うこと。
(附則第二条関係)

三 政府は、世界全体の温室効果ガスの排出の量の削減を実効あるものとするため、セクター別アプローチ（産業分野別のエネルギーの使用の効率化の目標の設定並びにその目標を達成するための生産方式、製品等を普及させる産業分野別の削減計画の作成及び実施をいう。）の有効性及び国内外における普及について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
(附則第九条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。